

医師の働き方改革

市長 米本弥一郎



4月から医師の働き方改革が始まりました。長時間労働が常態化している医師の健康を守り、医療の質を保つため、残業時間を原則、年960時間、月80時間相当に規制するというものです。

これに先立ち、2月に旭中央病院が記者会見を開き、野村病院長が「地域医療の質を下げずに市民のニーズに応えていきたいが、働き方改革を進めるには厳しい状況です。患者さんや家族の皆さんの協力が必要です」と訴えました。280人いる医師のうち、残業時間が「過労死ライン」とされる月80時間を超える医師が毎月30〜40人おり、月100時間を超える医師も多いとのことでした。

令和4年度の救急搬送の受け入れは8,904件、救急患者数は4万4,365人となり、県内の救命救急センターの中で最多です。これま

でも救急患者として来院し軽症だった場合には、時間外選定療養費の支払いを求めるなど、緊急性のない救急外来受診の抑制に向けた対応をしてきましたが、救急患者のうち救急対応が必要でない方が10%余りみられたとのことでした。

会見では「診療時間内の受診を」「緊急性のない夜間・休日の救急外来の受診を控えて」「主治医以外の医療スタッフの対応の容認」「救急安心電話相談・子ども医療電話相談の活用」「かかりつけ医の活用」などを市民に呼びかけました。

旭中央病院は、市民の皆さまと関係者が70年間にわたり育ててきた、地域医療を支える大切な病院です。

ご不便をおかけすることもあると思いますが、持続可能な医療体制を構築していくため、ご協力をお願いします。